山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年９月１４日（月）午前９時００分から午前９時４９分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１４名）

農業委員　８名

推進委員　６名

４．　欠席委員（１名）

推進委員　１名

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）

日程２　会長挨拶（会長）

日程３　諸般事情報告

日程４　議事録署名委員の指名について

日程５　議第２７号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程６　議第２８号農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程７　議第２９号山江村農用地利用集積等促進計画（第８次）に対する意見決定について

日程８　その他

日程９　今後の行事

日程１０閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員　事務局長

７．　会議の概要

事務局長	それでは、ご起立願います。一同、礼。御着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は８名で、本日の出席委員は、８名であります。山江村農業委員会総会規則第８条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。 それでは只今より、令和８年９月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程２「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	（会長挨拶）
事務局長	ありがとうございました。次に日程３「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。
○○農業委員	はい。去る８月７日なんですけれども女性部ネットワークの総会がございまして、活動の報告だったりとか次期役員さん議選までありました。その後ですね、情報交換等ありまして有意義な時間を過ごすことができました。大変お世話になりました。
事務局長	他にございませんか。 （なしの声）
事務局長	ないようですので、次に進みます。日程４「議事」に入ります。日程４以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
会長	はい。これより、議事に入ります。まず、日程４議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は６番農業委員、７番農業委員にお願いいたします。
会長	次に日程５、議第２７号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	それでは、議第２７号につきましてご説明いたします。総会資料の１ページをご覧ください。議題２７号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第１８条第６項及び同

	法施行規則第６６条の第１項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約があったので承認を求める。令和８年９月１４日提出、山江村農業委員会会長。２ページから３ページまでが借り手と熊本県農業公社、４ページから５ページが熊本県農業公社と出し手の解約通知書と合意解約書の写しです。土地につきましては、（申請内容について説明）。（場所について説明）。解約の目的につきましては、貸し手が自己管理することになったためであります。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。農業委員の方から何かございませんか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方から質疑・意見等はございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員の方から何かございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	それでは採決を致したいと思います。議第２７号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は、挙手をお願いします。 （全員挙手）
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手により、議第２７号は、原案のとおり承認いたします。
会長	次に、日程６議第２８号「農地法第３条の規定による、許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは議第２８号についてご説明いたします。総会資料の７ページをお開きください。議第２８号「農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第３条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和８年９月１４日提出、山江村農業委員会会長。８ページをお開きください。農地

	法３条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、（申請内容について説明）。９ページが申請書の写し。１０ページから１３ページに、それぞれの位置図及び現状写真を添付しております。農地法第３条第２項各号の判断につきましては、１４ページの調査書のとおりとなっております。ここで、農地バンク利用した契約期間中の所有権移転について、説明いたします。右上に参考と書かれたＡ４の裏表のやつがあると思いますが、その資料をご覧ください。（参考資料説明）。なお、現地調査につきましては、譲受人の方、担当農業委員と担当推進委員、それから担当推進委員とともに９月４日に行っております。以上でございます。
会長	それでは、事務局の説明終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	令和８年９月４日、金曜日の午前９時半より、（場所について説明）。こちらは、既に耕作されており、現時点で見る限り境目が、畦が隣の田んぼと１枚づたいにしてありますので、その場に行ったときにはどこが所在か分かりませんでした。しかし、長年こういうふうに貸し出して田んぼを維持されているので問題はないと思います。以上です。慎重・審議の方よろしくお願いします。 そしてその後、９時４０分より、（場所について説明）。こちらも長年耕作されており、特に問題ないかと思われます。慎重・審議の方よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かご意見ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員の方から何かございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	引き続き、農業委員さんの方から何かございませんか。 （なしの声）
会長	質疑ないようでございますので、採決を致したいと思います。議第

	２８号「農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手によりまして、議第２８号は原案のとおり決定いたします。
会長	次に、日程７議第２９号「山江村農用地利用集積等促進計画（第８次）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議第２９号についてご説明いたします。総会資料の１５ページをお開きください。議第２９号「山江村農用地利用集積等促進計画（第８次）に対する意見決定について」令和８年山江村農用地利用集積等促進計画（第８次）を定めることにつて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、山江村村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和８年９月１４日提出、山江村農業委員会会長。１６ページから１７ページが意見書の写し。１８ページが総括表となっております。１９ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権等の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社、公社と借り手は、いづれも１０年２ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。次に２０ページから２１ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されてございます。なお案件は、新規設定２件で、総面積は 3,538 ㎡でございます。 それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。２２ページから２４ページをご覧ください。申請人に関しましては、（申請内容について説明）。借料の支払いにつきましては、物納となっており、内容につきましては、２５ページの記載のとおりとなっております。２６ページに地籍図、２７ページに現況写真、２８ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、受け手の方、担当の農業委員と担当推進委員とともに、９月４日に行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員	それでは、説明いたします。９月４日の８時５５分から、出し手の方、受け手の方、担当推進委員、事務局長、そして私の５名で現地の確認を致しました。(場所について説明)。これまでは違う方に耕作してもらっておられましたが、その方が耕作されないということで、今回農業公社を通じて、受け手の方に貸付を行うということでした。もう既に現場には、イネが植えられており、管理もされておりますので問題はないかと思いますが、慎重・審議の方をお願いいたします。
会長	ありがとうございました。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員の方から何かございませんでしょうか。
担当推進委員	特にありません
会長	それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の皆さん、何かございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員さんから何かございませんか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員さんの方から何かございませんか。 （なしの声）
会長	質疑ないということで、それでは採決を致します。新規設定１件１１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手ということで、新規設定１件１筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	ここで、次の案件につきましては、農業委員会３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇委員が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。 （〇〇推進委員、退席。）

会長	それでは、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。２９ページから３１ページをご覧ください。（申請内容について説明）。借料の支払いにつきましては、３１ページの記載のとおりとなっております。３２ページに地籍図、３３ページに現況写真、３４ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、担当の農業委員と担当推進委員とともに、９月４日に行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、担当の農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	はい。おはようございます。それでは、ご説明いたします。現地調査は９月４日、先ほど言われましたとおり、午前９時１０分頃から貸し手の方、受け手の方、担当推進委員、事務局長、そして私の５名で現地調査を行いました。（場所について説明）。これまでも相対契約により、今回の受け手により耕作をお願いしておられましたが、農地バンクによる契約に一本化されましたので今回農業公社を通じて、貸し付けを行うことでございました。新規と言っておりますが、これまでも耕作をされている状況でございます。今後は飼料作物等を作付けされる予定でございまして、問題はないと存じますが皆様の慎重・審議をお願いいたします。以上でございます。
会長	はい。ありがとうございました。同日、担当推進委員も同席されておりましたけれども、本日欠席ということでございますので、担当委員の説明が終わりましたということになります。それでは、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かご意見ございませんか。 （なしの声）
会長	農地利用最適化推進委員さんの方からご意見ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員差の方からはございませんか。

	（なしの声）
会長	それでは採決を致します。新規設定１件１筆分について、異議のない方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手によりまして、新規設定１件１筆分については、原案のとおり決定いたします。
会長	それでは､農業委員会第３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終了いたしましたので、〇〇委員の入室を認めます。
	（〇〇委員、入室。）
会長	次に、日程８「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いします。
	「事務局より連絡」 〇令和８年熊本地震義援金のお願いについて（別紙１） 〇班編成について（別紙２：班編成の周知と委員長等の選出） 〇全国農業新聞購読のお礼と購読推進について（主に新任委員） 〇利用状況調査について 〇活動記録票の提出について 〇議事録について（署名願い） 〇制度等学習会について 事務局からは以上です。
会長	他に農業委員さん、推進委員さん、どちらでも結構です、何かございませんか。
	（なしの声）
〇〇農業委員	すみません。女性新任委員研修会、わざわざ女性と区別する理由は何かあるのでしょうか。
事務局長	貴重なご意見ありがとうございます。なかなかですね、今時で言え

	ば男性と女性で分けるのはないんですけど、農業委員においては、見ていただいても分かるように男性の方が主になっているというところで、全国的に女性の農業委員、推進委員を増やしましょうということで、取組みを行われております。そこで女性の方の視点から農業のあり方とか、何で農業委員になれないんですかといったときに、やはり家庭の事情がありますとかいう課題とかもありますので、そういったものを女性が女性の立場でいろいろ意見を出し合って推進していらっしゃいます。〇〇委員から先ほど報告があったようにですね、人吉球磨にも女性農業委員ネットワークがあります。熊本県にもあります。全国まで続いていますので、そういった女性側から見た、やっぱりちょっと違うもんですけんね、というところで農業委員会は動いているところです。
会長	他にございませんか。 （なしの声）
会長	ないようですのでそれでは、日程９「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いします。 今後の行事について説明。
会長	それでは、日程１０「閉会」に移ります。 以上を持ちまして、農業委員会９月期総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

令和 8 年 9 月 14 日(月)午前 9 時 45 分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿